

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.12.9 第 192 回国会第 15 号

12 月 9 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

・金田法務大臣、盛山法務副大臣、小林防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

山 尾 志桜里君（民進）

- ・現行民法第 478 条で規定されている債権の準占有者に対する弁済については、法制審議会での議論の中で、判例を踏まえ、現行の善意無過失という要件を、「受取権者であると信じたことにつき正当な理由がある場合」と改めることにより、弁済に関する事情を総合的に考慮するため、これを明文化すべきとの提案がされていたが、本法案において、現行の要件のままとなっている理由を伺いたい。
- ・本法案第 548 条の 4 では、要件に当てはまれば定型約款の内容について、個別に相手方と合意をしなくても一方的に変更できるとされているが、一度契約した内容は守られなければならないという契約の原則論や、変更される側の権利利益の保護などの観点から考えると、一方的な変更は許されないのではないかと思うが、定型約款の変更に関する規定が新設された理由を伺いたい。
- ・個人事業主の配偶者を個人保証の制限の例外とする理由の一つとして、配偶者は経営状態を知り得る立場にあり、保証のリスクを把握できることを挙げている。内縁関係にある者は、この個人保証の制限の例外に当たらないとのことであるが、内縁関係にある者も経営状態を知り得る立場となる場合があることを考えると、法律上の配偶者との関係において、論理的に一貫性に欠けるのではないかと思うが、法務省の見解を伺いたい。

枝 野 幸 男君（民進）

- ・法制審議会において、日本商工会議所の推薦を受けた代表委員から意見を聞いていると言うが、商工会議所の活動に参加する余裕のない中小企業もあり、商工会議所を通して全体像を把握するのは難しく、この委員の意見をもって、中小企業の実態調査をする必要がないということにはならないと思うが、法務大臣及び法務副大臣の見解を伺いたい。
- ・錯誤、詐欺又は脅迫により、保証意思宣明公正証書を作成の上、保証契約を締結した場合、この公正証書は有効

- か、また、保証契約を取り消すことは可能か、伺いたい。
- ・個人事業主である主たる債務者の配偶者が、形式上離婚し、保証意思宣明公正証書を作成せずに保証契約を締結した後、再び主たる債務者と結婚する、いわゆる偽装離婚をした場合、この保証契約は有効か、法務省に伺いたい。
- ・一般的な事業者間の取引で用いられる契約書ひな型や労働契約の契約書ひな型が本法案第 548 条の 2 の定型約款に該当しない理由を伺いたい。

井 出 庸 生君（民進）

- ・本法案により、公証人に、事業用融資の第三者保証に関する保証意思の確認という重要な職務が与えられるのだから、公証人の人選やその審査権限の在り方についても見直しが必要であり、公証人法を改正すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月経営者保証に関するガイドライン研究会）にある、前経営者との保証契約の解除に関する対象債権者における対応方針は、離婚等によりその関係を解消した経営者の前配偶者を保証債務の負担から救うための救済手段となり得るのか、金融庁に伺いたい。
- ・定型約款に関する本法案第 548 条の 2 について、これを推定規定ではなく、みなし規定としたのは、推定規定では画一的処理が難しくなるからとの答弁があったが、画一的な処理は事業者にとってのメリットであり、個別の契約について訴えを提起する消費者にとっては、裁判において、今までより不利になるのではないかと考えるが、法務省の見解を伺いたい。

階 猛君（民進）

- ・債務者の信用を補完するための保証であることを考慮すると、それは物上保証や将来債権譲渡によっても可能となることから、債務者やその事業との経済的つながりが浅い個人による保証を禁止しても弊害を上回る利点があ

と考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・本法案において、債務不履行責任による損害賠償の免責事由の考慮要素が明記されることにより、当該責任が無過失責任に転換したのではないかと懸念が生じているが、法務省の見解を伺いたい。
- ・定型約款の条項について、当事者間で争いがあるとき、当該約款作成者が不利となるように解釈する、いわゆる作成者不利の原則を適用すべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。

を超える過大な保証を禁止する規定を置くことであると考えているが、本法案でこのような規定を置かないのはなぜなのか、法務省の見解を伺いたい。

- ・今回の民法改正で条文化が見送られたものについて、そのほとんどが経済団体代表の委員の強力な反対により法制審議会において全員の意見が一致しなかったからとのことであるが、なぜ、全会一致でなければならないのか、法務省の見解を伺いたい。

逢坂 誠二君（民進）

- ・公証人による保証意思の確認手続について、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第13条に規定する公証人の説明義務は適用されるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・執行認諾付き公正証書は、代理人によって作成することは可能なのか、また、可能である場合、同条の適用はあるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・個人商店と納品業者との間で取引の内容を定めた場合、当該定めた内容は、本法案に規定する定型約款に該当するのか、法務省の見解を伺いたい。

畑野 君枝君（共産）

- ・法定利率が120年にわたり、5%のまま維持されてきた理由について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案により、法改正時の法定利率を年3%に引き下げることにした立法事実及び法定利率に関して緩やかな変動制を導入する理由を伺いたい。
- ・本法案により、法定利率に変動制が導入された場合の不法行為による損害賠償額の算定に用いられる法定利率の基準時について、伺いたい。
- ・平成8年12月のSACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告において、日米地位協定第18条に係る運用改善措置として、米国側による支払いが裁判所の確定判決額に満たない場合、政府は、その差額を見舞金として支払うよう努力することとされているが、この見舞金に遅延損害金は含まれるのか、防衛大臣政務官の見解を伺いたい。

木下 智彦君（維新）

- ・暴利行為について、判例法理として認められているにもかかわらず、法制審議会においては、経済活動に対する制約や経済活動の委縮が懸念されるとして明文化が見送られたが、この経済活動に対する制約や委縮というのはどのようなことなのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・保証人の保護のための一番の方法は、保証人の支払能力